

自由民主党総務部会関係合同会議 主要要望項目

平成 26 年 8 月 27 日

地 方 六 団 体

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組により明るさを取り戻しつつあった日本経済だが、先般発表された 4－6 月期の実質 GDP 速報値は前期比年率換算で 6.8%の減少となるなど、景気の先行きに不透明感が強まっている。

政府の経済政策の効果が未だ十分に及んでいない地域経済は、ますます予断を許さない状況になるものと見込まれるが、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて一層強力に取り組まなければ、アベノミクス効果を地域の隅々にまで行きわたらせることなど到底おぼつかない。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、以下の措置を講じて頂きたい。

地方一般財源・地方交付税の総額確保

- 地域経済の先行き不透明感を払拭し、アベノミクス効果を日本の津々浦々にまで及ぼすために、平成 27 年度において安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。
- 特に社会保障費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すること。
- 既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

法人実効税率の見直し

- 約 6 割が地方団体の財源となっている法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えるため、法人実効税率の引下げを行う場合は、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すること。
- 代替税財源については、消費税及び地方消費税の引上げが予定されている状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民の理解を得ることが困難であり現実的措置でないため、「法人課税の中での税收中立」を前提とすること。

- 法人事業税の外形標準課税は、応益性の原則からも拡大していく方向で検討することが望ましいが、その際は、既に導入されている資本金 1 億円超の法人の検討を優先し、中小法人への拡大については慎重に検討すること。

地方税源の確保等

- 増大する社会保障費に対応するため、引き続き経済状況の好転を図り、消費税及び地方消費税の 10%への引上げを行うとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 消費税の軽減税率については、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、時期も含めその導入については慎重に検討すること。
- 消費税率引上げの動向により、仮に、臨時福祉給付金のように課税状況を基準にして給付措置を実施する場合は、支給者が支給審査のために課税情報を円滑に活用できるよう必要な立法措置を講ずること。
- 平成 27 年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。
- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための税については、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保することなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための新たな仕組みを速やかに構築すること。
- ゴルフ場利用税については、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担分任の性格を損なわない範囲で制度の拡充について検討すること。

国民健康保険制度の財政基盤の強化

- 国民健康保険の財政上の構造問題の解決を図るため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施するとともに、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用すること。

公務員の給与制度の総合的見直しへの対応

先の人事院勧告では、国家公務員給与に地場の賃金をより一層反映させるなど、俸給水準を引き下げる方向等が示されたところである。

この勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえると、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない。

こうした問題を踏まえ、政府においては、「まち・ひと・しごと創生本部」の下、アベノミクス効果の地方への波及を図るとともに、人口減少、超高齢社会の克服に取り組み、地方と都市部の格差が一層拡大することがないように適切な措置を講ずること。

東日本大震災からの復旧・復興への対応

- 東日本大震災からの復興事業が遅滞することはあってはならず、平成 27 年度においても、国の責任において所要の財源を確保し、復旧・復興事業が着実に実施されるよう、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すること。
- 平成 27 年度末に集中復興期間の期限を迎えることから、平成 28 年度以降の復旧・復興事業が円滑に実施できるよう、特例的支援の継続等の方針を早期に示すとともに、復興が完了するまでの間、万全の財政措置を講ずること。
- 復旧・復興の加速化を図るため、被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講じること。